

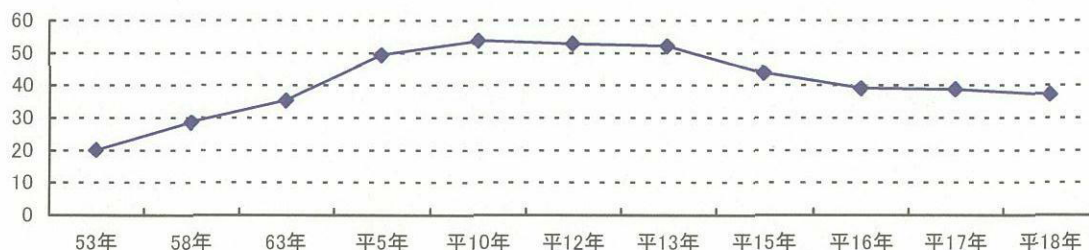
7. 過齢児の現状と対策

(1) 過齢児の推移

○ 過齢児(満 18 歳の法定年齢の超過)の在籍率の推移(児童施設実態調査)

18 年 10 月 満 18 歳以上 2,975 人(37.4%) うち満 20 歳以上 2,242 人(28.2%)でこの変動は、児童施設の者併設型施設への転換等に左右されている。

○ 大人になったら大人としての生活を保障する事が本人の権利として対応する事が必要である。



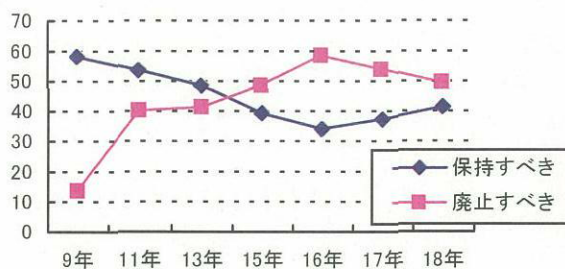
53年	58年	63年	平5年	平10年	平12年	平13年	平15年	平16年	平17年	平18年
20.2	28.8	35.5	49.5	53.9	53.0	52.3	44.0	39.2	38.9	37.4

(2) 63条2項の措置延長規定に対する見解は二分している

□ 法 63 条 2 項を「廃止すべきである」104 施設 (49.8%) 「保持すべきである」87 施設 (41.6%)、意見が分かれている。

- ・廃止すべき理由は、「年齢に応じた生活支援が困難」が 82 施設 (78.8%)、「通過型施設としての機能に限定すべき」が 68 施設 (65.4%)。
- ・保持すべき理由は、「他に受け皿がない」が 66 施設 (75.9%)、「本人の生活支援の上から」46 施設 (52.9%)、「児者一元化が必要」10 施設 (11.5%)

○ 調査年による推移 (単位%)



	平成9年	11年	13年	15年	16年	17年	18年
廃止すべき	13.8	40.5	41.6	48.9	58.7	54.1	49.8
保持すべき	58.3	53.7	48.6	39.4	34.3	37.4	41.6

□ 満 20 歳以上の方が在籍している理由

